

令和3年7月30日

医療関係団体の長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の発出に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年7月30日、国が、本県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という）に基づく緊急事態宣言を8月2日～8月31日まで適用したことを受け、本県では、「特措法に基づく緊急事態宣言に係る神奈川県実施方針」を別添のとおり策定し、必要な措置等を行うことといたしました。

法第45条第2項に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等及びカラオケ店は休業、その他の飲食店等は5時から20時までの営業時間の短縮を要請します。

また、大規模集客施設に対しては、法第24条第9項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮を要請します。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきます。

引き続き、医療提供体制の確保等の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ

問合せ先

健康医療局保健医療部医療課

医療整備グループ 大日向

045-210-1111 (内4874)